



いまどきの知財「2題」
 新特許異議申立の分析
 中国知財強国の本気度



長谷川 芳樹
 所長・弁理士

新特許異議申立制度が2015年4月にスタートして2年経過したが、特許の有効性を争う手段として“使える”制度か否かは、異議申立人はもちろん権利者にとっても気になる。これを創英・知財情報戦略室の集計データから検証する。

東京オリンピックを3年後に控えて、各種スポーツイベントの報道が多くなっているが、2020年は、中国の知財システムの今後を考える上で重要な節目になる。これを中国の近現代史における知財の意義から考察する。

その1

新特許異議申立制度は使えるか?

《維持/取消決定が出るタイミング》

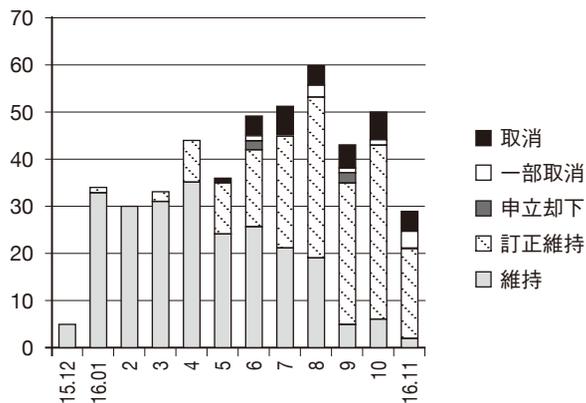
訂正なしの特許維持率=75%、訂正ありの特許維持率=20%、特許取消率=4%という集計/分析報告(パテントVol.70 No.2)もあるが、この制度の手続フローを追えば、維持決定や取消決定が出るタイミングには“時期的な偏り”がある点に注意すべきだ(グラフ1参照)。最初に取消理由通知無しの維持決定が出て、次に取消理由通知に回答してクレームを訂正した後の維持決定が出て、取消決定が出るのは決定の予告後だから、集計方法を注意しないと維持率/取消率を間違えて理解することになる。

《“時期的な偏り”を排除した分析》

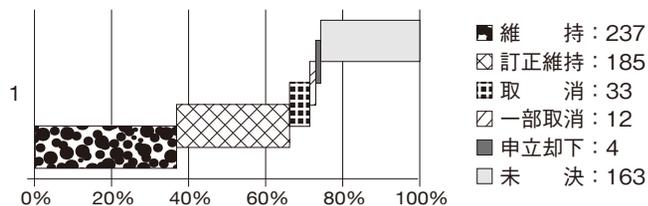
創英・知財情報戦略室では、新特許異議申立の運用状況を定期的にチェックし、月刊・創英ボイス(取引先企業にお届けする情報誌)等の書面/電子媒体で紹介しているが、集計では時期的な偏りを考慮している。グラフ2は、2016年3月31日までの一年間の異議申立634件の経過情報を同年12月27日にダウンロードしてチェックした結果であり、申立全体の75%(471件)について決定が出ていた。

訂正なしの維持決定(237件)については、異議申立人としては“徒労に終わった”ことになるが、全部又は一部取消や訂正ありの維持決定の場合(計230件)は、程度の差はあれクレームが限縮されてい

【グラフ1】維持、取消等の時期的な偏り(2015.4.1-2016.3.31 申立分)



【グラフ2】維持、取消等の割合(2015.4.1-2016.3.31 申立分)



るので、異議申立人としては相応の戦果を得たことになる。未決の167件は、グラフ1から推測すると、訂正ありの維持決定が7割、全部又は一部取消が3割になるので、最終的な比率は、訂正無しの維持決定が4割弱、訂正ありの維持決定が4割強、全部又は一部取消が2割弱になると考えている。

《分析の結果…概ね使える！》

この2割弱と推測される全部又は一部取消率は、特許無効審判の無効率（2015年；21.5%）や地裁判決における権利無効による敗訴率（2014年；25.6%）と大差がない。本誌第76号（2016年4月）の視点「特許異議申立制度に期待し過ぎると失望する？」で述べたとおり、新異議申立制度は申立人が手続に関与できる機会が少ない等、異議申立人にとっては所期の目的を達成し難い仕組みであるが、ダミーで特許の有効性を争う手段としては概ね所期の効果を奏していると言える。

その2

中国・知財強国政策の本気度

《真剣かつ徹底的に実行されたし》

中国国務院は知財に関する「通知」（国発【2016】86号）を各省、直轄市等に向けて発した（2016/12/30）。冒頭には「『十三・五 国家知的財産権保護と運用計画』を交付するゆえ、真剣かつ徹底的に実行されたし。」と記されており、ここから知財強国政策に対する本気度を読み取ることができる。

最初の五カ年計画は1953年であるが、その後は、毛沢東による大躍進政策の失敗、文化大革命の混乱などで「計画」未達になることが多かったが、鄧小平の改革開放後の第6次（1981-85）以降は着実に

「計画」が実行・達成されてきた。中国で専利法（特許、実用新案、意匠法に相当）や商標法が施行され、工業所有権保護に関するパリ条約に加盟したのも第6次だった。

《知財強国に突き進む戦略的好機》

我が国がパリ条約に加盟したのは118年前（1899年）、中国が加盟したのは32年前（1985年）だから、中国は日本の4倍近いスピードでキャッチアップしてきたことになる。今年（2016-20）は第13次（2016-20）の2年目となるが、国務院通知は2020年までの5年間が、知財大国から知財強国に突き進む戦略的好機と位置づけている。第12次（2011-15）では欧州や日本等の知財大国に追いついたと総括し、第13次ではこれらを追い越して、2020年には米国と並び立つ知財強国に君臨する、ということだ。

このため「計画」では知財政策に関して何を語り、どんな方針を持っているかが重要になる。中国は事実上の独裁国家であるため、政権が決めた「計画」や方針は、まさしく万難を排して完膚なきまでに実行され達成されるからである。もっとも、最近のGDP（国内総生産）統計では目標に合わせた統計操作も見受けられるが、構造改革としての知財改革には強い抵抗勢力や障壁は見当たらないので「計画」は額面通りに受け取って良い。

《相次ぐ高額賠償判決》

専利法の第4次改正では、専利権侵害に対する行政執行力の強化や、米国に倣った3倍賠償制度が予定されており、発明奨励から権利活用まで多面的かつ意欲的である。これに呼応するかのようになり、2016年に北京知識産権法院では高額賠償判決が相次いでいる。特許では認容額5,000万元（約8億5,000万

円）となる2015京知民初字第411号判決（2016/12/08）、商標では認容額1,000万元（約1億7,000万円）となる2015京知民初字第12号判決（2016/11/10）、等があるが、損害額の立証が不要な法定賠償ケースは多い（法定賠償額の上限は100万元から300万元に引き上げられる予定）。

《2021年は特別の意義がある》

東京オリンピックが開催される2020年に第13次「計画」は最終年を迎えるが、その翌年の2021年は中国にとって特別かつ卓越した意義がある。建国の父・毛沢東らによる中国共産党創立から満100周年となる記念の年、すなわち、中華民族の偉大なる復興を目指す中国夢（チャイナ・ドリーム）を実現すべき年だからであり、ここに「核心」習近平主席が掲げる知財強国政策の格別な意義がある。

中国は共産党独裁国家だが権力・統治の正統性は人民選挙で担保されていない。中国では今、極端な経済格差や劣悪な環境汚染に対する人々の不満が全土で渦巻いており、言論弾圧／不満分子摘発や「反日」教育／官製の反日暴動によるガス抜きでは人々の不満を抑えきれず、共産党支配を維持するためには是が非でも経済発展を成し遂げる必要に迫られている。

「経済成長は全ての矛盾を覆い隠す」（チャーチル・元英国首相）のなら、経済成長をもたらず国家発展計画の柱である知財強国政策は、共産党支配が自らの創立100周年（2021年）以降も継続できるか否かの“存亡”を左右する超重要政策として「核心」習近平主席の下で“真剣かつ徹底的に実行”される筈であり、その“本気度”は極めて高いといえる。

以上